

社会福祉法人城北福社会
役員等の報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人城北福社会（以下「本法人」という。）定款8条と第22条に基づき、本法人の役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条に基づき、本法人の評議員・解任委員会等の報酬等について定めるものとする

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第6条第2項に規定する者をいう。
- (4) 常勤役員とは、評議員会の決議により選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定めた報酬等、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費という。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
2. 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。
3. 法人の事業所に勤務する管理者または職員が常勤及び非常勤役員を兼務する場合にあって、給与の支給を受けている者については、この規定は適用しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 報酬については、月額50万円以内で定める額
- (2) 賞与については、報酬額の年間4ヶ月以内で定める額
- (3) 退職慰労金については、最終報酬月額に在任年数を乗じて算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第17条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 報酬については、1日につき1万円とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張などをした時は、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支払い方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号により定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が土日、祝祭日に当たるときは、職員給与規定第4条第1項に準じた日にする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
2. 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その支払うべき金額からその金額を控除して支払うものとする。

(報酬時の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土、日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4. 本条2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この計算により、計算金額に10円未満の端数が生じた時には、10円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2項1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員の承諾を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。